

レンタカー費用に関する補償の変更について

2020年1月1日以降、ご契約のしおり(約款)で規定するレンタカー費用に関する補償について、災害発生時の特則を新設し、補償内容を拡大いたします。

1. 変更の概要

(1) 災害発生時の特則の新設

レンタカー費用に関する補償について、災害発生時の特則として以下の規定を新設・適用します。

【災害発生時の特則】

- ① 台風、洪水、高潮、豪雨その他の災害の影響により生じたレンタカーの不足等の事情により、被保険者がご契約のお車の代替としてレンタカーを借り入れることができないと当社が認めた場合で、被保険者がレンタカーの代替として他の交通手段の利用を必要とするときは、その交通手段を利用するために必要な費用をレンタカー費用に含めることとします。
- ② 台風、洪水、高潮、豪雨その他の災害の影響により生じた修理工場の混雑等の事情により、対象事故によってご契約のお車に生じた損害を修理するために必要とする期間が著しく長くなると当社が認めた場合は、支払対象日数を、「支払対象期間において被保険者がレンタカーを借り入れた日数のうち、初めてレンタカーを借り入れた日以降、その日を含めて15回目までの借り入れた日数」とします。
- ③ 対象事故によってご契約のお車に生じた損害を修理するために必要とする期間が対象事故の発生の日からその日を含めて1年を超過する場合で、その理由が台風、洪水、高潮、豪雨その他の災害の影響により生じた修理工場の混雑等の事情であると当社が認めたときは、支払対象期間の末日を「対象事故の発生の日からその日を含めて1年を経過した日」とする規定を適用しないこととします。

なお、自動車保険契約の始期日によって約款の規定が異なるため、上記特則で記載している文言を直接適用することができない場合があります。その場合は、上記規定の趣旨に基づき、特則を適用します。

(2) 規定変更による補償内容

災害発生時の特則の新設により、以下の補償・対応が可能となります。なお、いずれの対応も、各特則で規定する状況が発生していることを弊社が認めた場合に限り、適用可能となりますので、ご注意ください。

- ✓ レンタカーの借入れが困難な場合で、レンタカーの代替として他の交通手段を利用したときの費用の補償
- ✓ 修理期間が著しく長くなる場合に、レンタカー利用日数を延べ日数でカウントすること
- ✓ 修理が長期にわたり完了しない場合に、災害から1年以上経過した後に生じたレンタカー費用を補償すること

2. 変更の対象

本規定の変更は、2019年12月31日以前始期契約について適用します。始期日ごとに対象となる特約は下表をご参照ください。

始期日	特約名	対象となる変更
2019年1月1日～	車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約	(1)(2)(3)
	レンタカー費用の補償日数等に関する特約(事故時30日限度)	(1)(2)
	事故・故障時のレンタカーに関する特約	(1)(2)
2018年1月1日～ 2018年12月31日	車両搬送費用およびレンタカー費用補償特約	(1)(2)(3)
	レンタカー費用の補償日数等に関する特約(事故時30日限度)	(1)(2)
	事故・故障時のレンタカーに関する特約	(1)(2)
2015年10月1日～ 2017年12月31日	車両搬送時のレンタカー費用等補償特約	(1)(2)(3)
	レンタカー費用等補償特約	(1)(2)(3)
	事故・故障時のレンタカーに関する特約	(1)(2)
2013年10月1日～ 2015年9月30日	車両搬送時の諸費用補償特約	(1)(2)
	レンタカー費用補償特約	(1)(2)
	事故・故障時のレンタカーに関する特約	(1)(2)

本件についてご不明点がある場合は、ご契約の代理店またはお近くの弊社損害サービス拠点までお問い合わせください。

以上